

平成26年10月27日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

学校事務の共同実施の推進について（通知）

平素から本県教育行政の推進にあたりまして、ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、県教育委員会では、平成25年5月に「組織的な学校事務の推進会議」を設置し、この推進会議において、共同実施組織の確立やリーダーとなる事務職員の職責等について協議を行い、その内容を取りまとめた報告書を平成26年2月7日付で送付したところです。

県教育委員会としましては、この会議の報告を受け、共同実施組織の運営を適正に行っていくためには、一定の職務上の権限を有し、組織を総括する職が必要であると考え、平成26年2月24日付で「市町村（学校組合）立学校への「事務長」職の設置について」の通知を行い、平成26年4月1日付で市町村（学校組合）立学校「事務長」を設置しました。また、本年5月からそれぞれの地域の市町村教育委員会を順次訪問させていただき、学校事務の質的向上を図るための共同実施のあり方について説明させていただくとともに、共同実施への一層の取り組みをお願いしたところです。

学校事務の共同実施については、これまでも、それぞれの地域の実情に応じ取り組まれていることと思われませんが、「力のある学校づくり」を進めるとともに、教職員の業務の軽減を図るうえで、学校経営における事務部門の機能を強化することが必要であり、また、地域の学校事務が適正かつ安定的に行われるためには、事務処理や研修をはじめ、学校事務に関する企画・調整を一元的に行うことができる組織体制作りが必要と考えます。

その方策の一つとして、地域全体の学校事務をマネジメントする機能を有した共同実施支援室（以下「支援室」という。）の設置が有効であると考えます。支援室は現在、県内6か所（南国市、高知市、土佐市、R33広域（佐川町・越知町・日高村・日高村佐川町学校組合）、須崎市、四万十市）に設置されており、これらの地域においては、支援室を拠点に学校事務の均質化が図られ、また点検システムの確立による学校事務の適正化や事務職員個々の職務能力の向上のための研修等を行い、その効果をあげているところです。

つきましては、それぞれの地域で行われている学校事務の共同実施をより効果的に行うため、別紙1「共同実施組織の役割」、別紙2「共同実施支援室のモデルケース」及び別紙3「共同実施支援室設置による効果」も参考として、支援室の設置も考慮いただきながら、組織的な学校事務の推進に積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

高知県教育委員会事務局  
教職員・福利課 人事企画担当  
TEL：088-821-4903  
FAX：088-821-4725